

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和3年12月17日（金曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時00分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長	久 保 大 憲
副 座 長	柏 佳 枝
委 員	高 原 讓
//	田 辺 裕 三
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	上 野 螢
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	船木 寛人
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	神戸 聖恵

6 協議結果について

1 協議結果の今後の対応について

次のとおり対応することを確認した。

- (1) 審査書及び支出伝票における会派内の押印者を見直し、様式の押印者欄を、「申請者」、「経理責任者」、「代表者」のみに変更することし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (2) 人件費の支出にあたり、源泉徴収事務等を行ったことを確認するために、当面の間は、自民党の例を参考に証拠書類を提出することとし、また所得税等の納期の特例は適用せずに毎月納付する。
- (3) 事務員を雇用した際には、毎年度人件費の事前審査に「給与支払事務所等の開設届出書」又は「法人番号指定通知書」、及び「雇用保険適用事業所設置届事業主控」を添付することとし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (4) 会派共用のタイムレコーダーの設置に向けて、具体的な運用方法を今後協議する。
- (5) 文具等消耗品費の審査方法を見直し、事前審査書には、支出の内容を明らかにした書面の添付を不要とし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (6) 自宅での新聞2紙目の購読料の支出を証する書類（領収書、請求書、納品書等）には、「個人の通帳の写し」を含めることを合意し、合意した日から適用する。
- (7) タブレット端末に係る通信費について、市から貸与されたタブレット端末については、支出できるように変更し、指針を令和4年4月1日から改正する。

2 故障した備品の買替えについて

立憲民主市民の会提案の「耐用年数が経過した備品の買い替えにあたり、故障を説明する書面の提出を求めないことにする」については、現状そのとおり運用を行っていることを確認した。

3 各種様式の記載項目について

会派誠政提案の様式の見直しについては、他会派からも具体的な改善案を事務局に提出してもらうこととし、次回の検討会において協議することとした。

4 クレジットカード・電子マネー決済について

自由民主党提案のクレジットカード・電子マネー決済については、課題の整理を行い、各会派の考えをとりまとめた上で、次回の検討会において協議することとした。

7 会議の概要

座長 それでは、ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

 本日の議事録の署名委員に、松井邦人委員、谷口委員を指名いたします。

 それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項はお手元に配付のとおりです。初めに、協議事項1の審議結果の今後の対応についてであります。

 1点、私から確認をさせていただきたいと思うのですが、1枚めくっていただいて5番のところ、少額な文房具などの支出の際に必要な添付書類なのですが、座長として議事録を読ませていただいた中で、議論のベースが少しそろっていなかったところがあったので、改めて確認をさせていただきたいと思います。これは気魄から提案していただきまして、文房具とか消耗品を購入するときに、事前審査の添付書類が過剰ではないかという御提案でした。議論の中では、見積書の添付が必要かどうかということに関して、高田委員からも見積書の添付は必要ではないという議論がなされて、それで成案ですねということをおっしゃっていたのですが、多分、気魄さんの趣旨としては、手引の18ページを開いていただいて、

上から3段目の文具等消耗品費、該当する区分は資料作成費、事務費、そこの一番右の事前・事後に資料の添付が〇になっているのですが、事前のところにおいては、品名並びに単価及び数量が記入された納品書などと書いてありますが、これについては事前審査のときに添付する必要がないと、添付しなくてもいいではないかということで皆さんの合意形成が図られたのではないかと思っているのですが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

谷口委員 もう1回。説明がよく分からなかった。

座長 事前審査のときに、例えば、カタログのコピーとか、見積書とか、写真とか、事前審査のときにはそういった資料はつけないと。ただ、事後審査には買った証明書類、納品書なのか、領収書なのか、当然従前どおりつけるということで、事前審査の際には、こういった添付資料を求めないということでよろしいでしょうか。皆さんよろしいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

座長 当然ながら、事後審査には必ず品目、物、価格というのは出てきますので。

それでは、ここの内容については、事前審査において添付資料は必要ないということで話を進めたいと思います。

それでは、この対応案について、事務局より残りの部分の説明をお願いいたします。

庶務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、私から、これまでの協議結果を踏まえた今後の対応について説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

それでは、今ほどの資料を御覧ください。

まず、一番上の欄になります。一番左側に、これまで開催した第2回、第3回ということで、検討会の開催日が入っています。その横に、協議結果ということで、これまでの会議の中で決定していただいた事項が入っています。一番右側が対応案となっています。

それでは、一番上の第2回において決定した内容から整理をしていきたいと思います。

まず最初ですが、審査書及び支出伝票における会派内の押印者を見直すということで、この会で決定をいただいたところでございます。これについては対応案ということで、指針の8ページを御覧ください。真ん中から表が2つございます。この中に、これまでは関係役

員と事務員という欄が入っていましたが、意思決定の簡素・効率化を図るということで、この欄をそのまま取るというふうにしたいと思っています。

また、この指針には様式集というものがついています。様式集の中でも、この役員、事務員の欄をそれぞれ削除するということになります。

これについては指針の変更ということになりますので、実際の施行が令和4年4月1日からということでございます。

続いて、下の欄、2番目になります。会派の事務員の源泉徴収事務についてでございます。源泉徴収事務等を行ったことを確認するために、証拠書類を提出していただくということで、人件費支出の伝票には、自民党の例を参考に控除金額が確認できる書類を添付するとなっています。

また、所得税等は納期の特例を適用せずに、毎月納めるものとする決定していただいたところでございます。

これについては指針の改定ということではなくて、当面の間ということで、この決定事項に基づいた運用をそれぞれ行っていただきたいと考えています。今後、実際に運用を行っていただいた上で、各会派から何か御意見が

あれば、また別途協議を行うというふうにしていきたいと考えています。

続いて、3番目、事務員を雇用した際に、次の書類ということで、下にあります給与支払事務所等の開設届出書の写し、法人番号指定通知書の写し及び雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し、これらを事務局に提出していただくということでございます。

これについては、指針の18ページの表の下から2つ目の人件費の欄になります。この欄の支出の内容を明らかにした書面というところでございますが、この中に、今ほど申し上げました2種類の書類を事前審査として添付していただくという形で改正を考えています。こうすることによって、毎年、年に一度、年度の初めにこの書類を添付していただくという事務の流れになります。

これも指針の改正ということになりますので、施行は令和4年4月1日からということをお願いいたします。

続いて、4番目、事務員の労働時間を適正に把握するために、タイムレコーダーを設置するというところでございます。これにつきましては、速やかに議長に報告の上、今後、検討方法を検討してまいりたいと考えています。

続いて、5番目については、今ほど座長から

説明があったとおりでございます。

一応指針の改定なものですから、適用は来年度の4月1日からということで運用させていただきたいと思えます。

続いて、6番目、自宅での新聞2紙目の購読料については、個人の通帳の写しを添付することによって、領収書の提出は求めないと決定いただきました。

これについては指針の49ページになります。立替払による支出の（イ）の部分でございます。現在、このところには「立替払をした議員は、領収書、請求書、納品書等」とありまして、この「等」が何かということで確認的に、ここに自宅での新聞購読料が口座振替になっている場合は、通帳の表紙及び通帳の該当箇所の写しを添付していただくという形での改正を考えています。

これも一応指針の改定ということでございますので、令和4年4月1日からの適用ということで考えているところでございます。

なお、これに関連しまして、例えば、日経新聞を2紙目で買われる、1紙目が富山新聞を買っておられるという場合で、同じ富山新聞の販売店で日経新聞を買われたとしたときに、通帳の印字に富山新聞というふうに記載される場合があるらしいです。そうすると、2紙

目は日経新聞を買っているのですが、それが分からないものですから、その場合にはこういう形での通帳の写しというわけにはいかないのかなと思っていますので、従来どおり領収書をつけていただくか、もしくは、印字がそういうふうに表示されるのだということが分かるような理由書のようなものを添付していただきたいと考えています。それはあくまで運用の話ということで、指針の中にはこのような記載をさせていただきたいと考えています。

続いて、7番目、タブレット端末についてです。これについては、タブレット端末の導入検討会の中で、タブレットの端末代及び通信費について2分の1を政務活動費で負担するという案が当初出てまいりまして、その上で、11月9日の各派代表者会議におきまして、最終的には、通信費のみ2分の1政務活動費で負担することを決定したというか、予算要求することを決定したということでございます。

それを受けて、指針の43ページになります。6、通信費、この表の2つ目、下のほうの欄でございます。政務活動費から支出できる通信費は次のとおりとするということで、記載のとおりの内容に変更したいと考えています。

負担割合を入れるということではなくて、あくまで市から貸与されたタブレット端末に係る通信費という書き方でどうかというふうに考えています。

それと、この指針の15ページのところに、平成29年3月に策定した指針のポイントが載っています。この一番下の⑥のところに、今回の関連するタブレット端末に係る通信費は支出することができないというふうに記載されていました。この部分を削除したいわけでございますけれども、平成29年3月に策定したポイントというこの欄全てを今回削除してもよろしいのではないかなということで、削除させていただくことを考えています。

これからその年度、年度で、この検討会で決まったことについては、この指針に追加していくような形で、後ろのほうに決定事項を載せていけばどうかなというふうに考えています。そういった運用を考えていますので、よろしくお願いいたします。

ということで、最後の部分も、これは指針の改定ということになりますので、令和4年4月1日からの施行ということでお願いしたいと考えています。

説明は以上でございます。

座長 これより質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

谷口委員 6番目の2紙目のところですが、この読み方でいくと、納品書等だから領収書の添付はもともと必須ではないわけですよ。これは括弧づけで今プラスになって改定になるのですけれども、これを認めるだけであれば、4月1日を待たずに、もうすぐ運用できるのではないかなと思います。

座長 まず、経緯から言うと、毎年、指針の改定自体は年度末に行っていると。今、谷口委員が言われるように、今の運用指針上でも読み取れるものについてはそのとおりの運用をしていただくと。本来であれば、皆さんと合意形成を図ったものがタイムリーに変えていければ一番いいのだろうなと思うのですが、いろいろ年度途中で制度を変えていくというところに、やはり課題もあるというふうに伺っています。今、谷口委員の言われる運用に関しては、まず、合意形成が図られている事案であるということを踏まえて、年度内はイレギュラーではあるけれども、例えば、何か1つ経緯書みたいなものをつけていただいて運用していただくという形でどうでしょうか。

谷口委員 そもそもそれに代わるものが何か提出できればいいわけであって、要は、領収書に代わる通帳のコピーをつければそれで問題ないと思うのですが。何もなしにやっていくということではないので、そもそも領収書をどうしてもつけなければいけないという指針ではないので。できることはやっぱりすぐやっていかないと。スピード感を持ってやっていったほうがいいと思います。

座長 最終的な根本は、説明責任がきちっと果たされること、しっかりと支払われているということを外形的に示すことができる書類を添付することということになりますので、皆さんにはその点については十分御理解いただいて、運用に当たっていただきたいなと。
何か事務局からありますか。

庶務課長 そうしましたら、基本的な考え方なのですけれども、ルール変更が伴うものは翌年度からの適用というふうにしていただければどうかなと思っています。今のお話ですと、要は、解釈上の運用の話だということで、すぐにそこはスピード感を持ってというお話だと理解しましたので、そのような形でよろしいでしょうか。

座長 はい。

大島委員 すみません、確認ですけれども、個人の通帳の該当欄をコピーするといろんな別のものが出てきますが、それは事務局に出すときはそのまま出して、オープンになるときは黒塗りという形になるのか、それとも、何々新聞のところだけをコピーというか、ほかは全部潰して出すのか、統一しておかれたほうがいいと思います。

座長 事務局どうですか。出されるときは該当箇所以外は黒塗りで大丈夫ですか。

庶務課長 黒く塗っていただいたものを出していただくということで。

大島委員 最初からということですか。

庶務課長 はい。

大島委員 分かりました。

座長 1人会派の皆さんにおかれましては、通帳はしっかりと取っておいてください。何人かいる会派の場合は、当然、その通帳が本人の通

帳なのかどうなのか確認した上で会計責任者が判こを押します。それでもきちっと取っておいてもらわないといけないのですけれども。通帳のコピーは証拠書類になりますので、原本は、通帳がいっぱいになったからといってすぐに捨てないように、よろしく願いいたします。

村石委員 15ページの新・運用指針におけるポイントは削除するという提案ですけれども、削除すること自身は賛成なのですが、質問したいのは、平成29年6月に改正した原本そのものはホームページの中に残すということではないのでしょうか。要するに、何が言いたいかというと、政務活動費の運用指針は、いろんな経過を基にいろいろ議論して、今の運用指針になったのです。ですから、今のものは当然削除したり、訂正したりするのは全然問題ないのですけれども、その基にあったものまでホームページで削除しないほうがいいのではないですかという質問です。

庶務課長 もともと当初あったものを残しておいたほうがいいという意味ですか。

村石委員 そうです。

庶務課長 ホームページに載せているものは、基本的には最新版を載せるという考えでいます。それで、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、先ほどお伝えしたのは、毎回毎回改正があったものを後ろのほうに、どういう改正があったかということを追加して入れていくという考えで、改正した経緯は何か分かるようにはしたいと考えています。

そういった意味で、今ほどの、この改正のポイントというところを、どこか後ろのほうに、当初こういうことだったということが分かるような形にすればどうかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

村石委員 今回の課長の話を理解すると、例えば、ここにあったものは削除しましたということが、後ろのほうで経過が分かるようにしておけばいいのではないかと。極端に言うと、これをこのまま、こういうものがあつたけれども、これは削除しましたよと。

庶務課長 はい。

村石委員 それなら理解できます。

庶務課長 分かるような形にします。

座長 ほか、ありませんか。
それでは、この対応案について賛否を伺います。
賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

座長 全員賛成であります。
それでは、次に、協議事項の2番目、故障した備品の買い替えについてであります。
こちらの提案については、提案者の立憲民主市民の会、村石委員から御説明をお願いいたします。

村石委員 まず、課題は、耐用年数が経過した備品等です。だから、備品は2万円以上のものを備品というのですけれども、2万円行かなくても買い替える場合があります。
運用指針において明確にされていないということで、運用指針の41ページを御覧ください。一番上です。
項目として、買い替え等耐用年数経過以前の処分による精算と、こういう項目になっています。
説明とすれば、耐用年数以前の備品の故障等は、原則として、修理で対応するが、修理費用の見積額が購入費用より高額となる場合な

ど、やむを得ない場合は、買い替えとすることができるということになっています。

すなわち、備品であって、耐用年数以前の故障等についての規定があるということがあります。

そこで、今日の資料の、この様式集の一番最後のところに、様式9というのがあります。備品台帳の中には一定程度書いてあるのです。下から3行目、廃止年月日、廃止理由としては、廃棄するときは耐用年数が経過しているからですかというチェック欄と、故障ですと。ただし、説明資料を添付という、この説明資料は、事業者が発行した説明資料なのか、あるいは会派としての説明資料なのかというのがちょっと分かりにくいです。その他説明資料添付ということで、備品台帳のほうは一応分かるけれども、詳しくは表記していないので、そこら辺を詳しく分かるように改正したほうがいいのではないかとということです。皆さんは会派でどうされていますか。

座長

まず、事務局から、この意見に対して、故障しているという理由で廃棄する場合、現状、どのような書類が必要だという認識ですか。

谷口委員 今、説明されたのと、この文章と、全然よく分からないのだけれども。提案の理由は求めないこととすると言っておられるけれども、今言われた趣旨が全然よく分からない。

村石委員 谷口委員の指摘も分かりますけれども、結局、故障を証明する書面の提出を求めなくて、故障しているか、していないかは、事務局職員が立ち会って、故障しているか、故障していないか確かめれば、それで用は足せるのではないかという意味のことが記載されています。

高田委員 今の41ページの村石さんが説明されたところなのですけれども、耐用年数以前の備品の故障は原則修理で対応と。

村石委員 そうです。

高田委員 でも、修理費用の見積額が購入費用より高額となる場合など、やむを得ない場合とあって、この修理に係る費用が買うよりも高くなるのだということを証明できるのは、事務局の職員でも、我々議員でもないため、これは業者なりのそういう故障で修理費用もこれだけかかりますよというものがあって初めて成立する話だと思います。

村石委員 高田委員の言われているのは、ここに書いてあるのを説明されたと思うのですけれども、耐用年数が経過している場合のことを言っているのです。これは耐用年数以前の備品になっているのです。

庶務課長 耐用年数が経過したものは、判断いただいて、買い替えをしていただいても。廃棄されて買われればよろしいかと思いますが。

村石委員 了解しました。

高田委員 もう1個、念のためですけれども、41ページの一番下に備品の適切な処分というのがあって、耐用年数が過ぎて残存価格がゼロという場合であっても、例えば議員が無償で持ち帰るとかはできないので、必ず廃棄の証明をつけなければいけないので、そこは再度確認したほうがいいと思います。

村石委員 そのとおりです。

座長 残存価格はゼロであっても、皆さん、おうちに持ち帰ったりはしないでください。よろしいですか。

村石委員 はい。

座長 その上で、今の村石委員のお話では、耐用年数を超えたものについては、故障の有無を問わずに廃棄することができますと。ただ、財源が税金でありますから、使えるものはできるだけ長く使っていただくという考えをお持ちになって、処分に当たっていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 そうしましたら、これは制度の変更等が伴うわけではないので、賛否の決は採らずに、次のテーマに入りたいと思います。
それでは、次は、協議事項の3番目、各種様式の記載項目についてであります。
こちらの提案については、提案者の会派誠政、橋本委員から説明をお願いいたします。

橋本委員 まず、様式集の、例えば、1枚めくっていただいて政務活動費の価格の設定とかというところ、それから、そういったところから最後の備品購入の審査書なんかでも、導入方法で、例えば、リースにしますよ、その理由を書けとか、こういったものに一々理由づけが必要

なのかどうかということをもつ疑問に思っています。当然、高い、安いとかありますから理由づけが必要だという気もあるかもしれませんが、一つ一つにそういった理由づけは必要ないのではないかなという思いがあります。

それから、この2枚目の、例えば、視察・調査活動実施計画書の報告書にも、この調査活動の内容を書くとか、そして、その次に市政への影響、反映、成果を書く。こういった2段書きになっていますけれども、視察に行つてこういう調査をしたら、市ではこういう効果があるのではないかと、一体的に書けるような話ではないかなと思っています。これを一々2段書きにする必要はないのではないかと。こういったことで、もっと精査していけば不要な項目等があるのではないかなということで、提案させていただきました。

また、事務局でも、この項目は要らないのではないかということもいろいろ考えられるかもしれませんが、皆さん方にも一度考えていただきたいなと思っています。

座長

分かりました。

そうしましたら、今ほど橋本委員から御提案のあった内容は、実は、事前に皆さんに配付

してあります課題と対応案の中ではそこまで詳細に触れていないものですから、直ちにこの場で、その是非を問えるかというと、多分、会派に持ち帰って、会派の中での議論が必要などころもあると思いますので、継続審査としたいと思います。

今、橋本委員から御説明のあった件、それ以外に皆さんが運用されている中で、同様にこの項目要らないのではないかとか、こういう項目を1つにすればいいのではないかと、こういった様式に関する内容について、改善点がある場合は、事務局に具体的な案として提出をお願いいたします。事務局においても、実際、全体の会派の運用を見ていて不必要だと思われる、改善すべきと思われる事項がありましたら、それをまとめていただいて、次回のおきに細かい点の修正、確認を一通りしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

そうしましたら、まず、事務局から皆さんに改善点について、期日を切って照会を諮りたいと思いますので、その際には、具体的な内容についてお示しくください。今回、提案があ

ったところは事務局でまとめた上で、提出をお願いいたします。

庶務課長 分かりました。

座長 そうしましたら、これについても継続審査ということで、次回やらせていただきます。御協力よろしくをお願いいたします。
それでは、最後に、協議事項の4番目、クレジットカード・電子マネー決済についてであります。
こちらの提案については、提案者の自由民主党、金谷委員から御説明をお願いいたします。

金谷委員 では、私から、クレジットカード・電子マネー決済について御説明いたします。
過去に、平成29年、平成30年の政務活動費のあり方検討会でも様々協議があった内容であります。そのときは、賛否両論あったわけではありますが、使わないということで結論が出ています。今のメンバーも改選で代わりましたし、今、社会的にも電子マネーの使用が大変多いということもありまして、再度、このメンバーで協議をしていただければいいのではないかと思ひまして、提案をさせていただきます。皆さんの御意見をいただ

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

座長

今ほど自由民主党より提案がありましたが、クレジットカードの使用、電子マネーも含めて、運用指針の策定部会や本検討会においても過去に協議されてきています。今回、検討を深めるに当たって、今日は課題の整理、それぞれ皆さんでどういうことが課題なのかということを出し合って、次回、整理したものを各会派から持ち寄りたいなと思います。まず、現状どのような課題があるのか、事務局にまとめさせましたので、説明をお願いします。

庶務課長

それでは、お手元にございます政務活動費の支出におけるクレジットカードの使用についてという表題の資料を御覧ください。今ほどの説明にもありましたが、過去において、いろいろと協議をしていただいたということでございますので、その際の課題としては、大きく2点あったのかなと考えています。1つは、ポイントの取扱いでございます。政務活動費を使用してカードを利用した場合には、ポイントがつくということになっています。このポイントにつきましては、そこに書

いてございますが、ポイントの取得によって、市に何らかの損害が生じたとは言えず、経済的利益が帰属していたとしても不当利得は認められないという裁判例があります。ということで、ポイントがついて、それを私的に使ったといっても、それそのものは違法ではないと言われていています。

ですが、一方で、税金を原資として得たポイントを私的利用するということになると、市民の方から疑義を持たれるおそれがあるということで、実際にカードを使えないとしている議会もあるということでございます。

もう一つの課題としましては、カード使用時の会計年度の取扱いであります。カードを使った際には、どの時点をもってその会計年度を決めるかという、そのポイントは2つあると考えています。1つは、カードの支払い日であって、1つは、口座の引き落とし日かと思っております。

そこに支出例ということで2つ書いてございます。いずれもクレジットカードを使った場合ということで、クレジットカードについては、毎月15日の締めで、翌月の10日に引き落としがされるという場合を想定しています。

まず、支出例の1、セミナーの受講というこ

とで、仮に2月9日、10日の2日間で東京へ行ったという場合には、鉄道賃について、これをカードで事前に購入しましたと。これは、例えば1月25日に購入すると、締め日が2月15日になりますので、口座からの引き落とし日が3月10日、ホテル代、セミナー受講料それぞれについても、口座の引き落とし日が3月10日になるということになります。この場合は、セミナーそのものはその当該年度ということで、カードの支払い日、口座の引き落とし日、いずれもそのセミナーの開催年度と同じ年度になりますので、こういう場合は特に問題は発生しないだろうと考えています。

一方で、支出例の2でございますが、例えば、自宅で新聞を購読されたと。これは3月分を購入したといったときに、1紙目はいいのですけれども、2紙目のほうを御覧いただきまして、カードの支払い日が、例えば、3月25日であったと。この際の締め日は4月15日ということになるので、実際の口座からの引き落とし日は5月10日というふうになります。そうすると、この口座の引き落とし日と、新聞の購読が3月分ということになりますので、ここで年度が異なってくるということになるので、そこに問題が発生するという

ことでございます。

本市では、政務活動費の後払い制が原則となっているということがございますので、そうすると、基本的にはこれは口座の引き落とし日を基準とするというのが大前提の考え方になっています。

その考え方に立ったときに、例えば、カードの支払い日を基準日とすると、実質的にその資金の前払いということが起こってしまうということであります。

一方で、口座の引き落とし日を基準日とすると、支出例の2のように、年度末の支払いが収支報告書の提出期限や、議員の皆さんの4年に1回の任期のときにそれをまたいでしまうおそれがあるということで課題になっていることでございます。

以前、御検討いただいた内容を踏まえて、例えば、ポイントについてでございますが、以前の議論の中では、会派でカードを作ればいいという御意見もございました。それでちょっと確認をしたところなのですが、カードには、個人の方が作られるカードと法人カードというものがあります。一番考えられるのは法人カードというものを作ってはどうかということなのですが、これについて北陸VISAカードに確認をしましたら、法人力

ードを作成する際には登記簿が必要であるというふうにおっしゃられました。会派というのは、以前御説明したことがあるのですが、権利能力なき社団であると。権利能力なき社団というのは、法人登記ができないということになりますので、登記簿が取れません。ですので、法人カードは作成できないということでございます。

一方で、以前あった議論の中では、カードを使用した際に個人の会計と政務活動費をきちっと一緒にならないようにする必要がありますよという御議論もありました。

そこで、例えばですけれども、議員個人の政務活動費の専用カードを作っただけであれば、そのポイントを私的利用するということにはなっていないので、あくまでも政務活動費にそのポイントを利用するという話になれば、ポイントの問題は解決できるのかなと。これは事務局でこういうふう考えたということでございます。

資料をもう1枚めくっていただきまして、他議会のクレジットカードの使用状況というところも少し調べてみました。富山県議会ですとか金沢市議会では、クレジットカードの使用が可能だというふうになっています。ただ、その際に、それぞれ県と金沢市では少し

事務的な確認の仕方が異なっていて、また会計年度の話になるわけですが、口座引き落としの確認をそれぞれしているか、していないかということで、富山県はしていない、不要であると、金沢市は口座引き落とし日を確認しているということです。

では、県は何をもって支出を確認しているのかというと、あくまでその領収書であると。カードの支払い時において、領収書をもらっていただくというのが原則です。ですが、先ほどのような新聞代ですとか、いろいろ定期購読しているようなもので領収書が取れないものもあろうかと思います。その場合には、クレジットカードの明細を提出していただいていると。先ほどの口座振替の通帳の写しを出していただいているというものと同じような考えなのですが、そういった形で支払いの確認をしているということです。

一方で、金沢市については、口座引き落としの確認をしているということで、あくまで後払いという本市と同じ考え方なのですが、添付書類にはクレジットカードの明細、もしくは引き落とし通帳の表紙及び該当ページと。その他の一番下のところを御覧いただきたいのですが、仮に5月に支払いになった場合、金沢市の場合は、本市と同様に収支報告書は

4月末までに提出しなければいけないのですが、その中に、支払いに関しては未払金というような書き方をされると。未払いというふうに書いた上で、一旦、収支報告書を提出すると。その後、5月末までにカードの口座から引き落としされますので、その支出を証明する書類、上にあるようなカードの明細ですとか、通帳の引き落としとか、そういったものを追加で書類を出されると。そういう特殊なやり方をしておられるということでございます。

カードを利用しているも、それぞれの支出の確認というところでいろいろなやり方があるのだなということでございます。

それと、あと一応念のために、大津市議会ということで、カードを利用していないところがございました。以前の議論の中でも、大津市議会がカードを作成しておられるという話があったのですが、当時は作成して使っておられたのだらうと思いますが、今現在は、このポイントを個人が私的利用できないようにということで、カードの使用は認めないという指針に変わっていったということでございます。

私からの説明は以上です。

- 座長 まず、皆さんから御意見を伺いたいと思います。クレジットカードの使用については、いろいろな課題があると思いますが、どなたか御意見ないでしょうか。
- 大島委員 金沢市議会では、クレジットカードというのは個人でやっていらっしゃるのでしょうか。
- 庶務課長 結局、法人カードというのはできないので、個人で作られるということです。
- 大島委員 例えば、個人でカードを持たれた場合に、その引き落としの口座というのはどこから引き落とされているのですか。個人の通帳からでしょうか。
- 庶務課長 はい、個人の通帳でございます。
- 大島委員 そうしましたら、富山市議会では、この個人の通帳に、カードと連携したというか、ひもづきのところへ、その引き落としまでに会派からお金を入れないといけないということになるのでしょうか。
- 庶務課長 立替払いということでございますので、一旦、議員の皆さんが立て替えられる、その口座か

ら引き落としされたものを確認して、会派から政務活動費が払われるというのが今の原則の考え方です。なので、そう考えたときに、先ほど言ったような支払い日が5月にまたがる場合があるので、現時点ではカードの利用はできないという運用になっているということです。

谷口委員

そもそもカードを作った場合に、その引き落とし口座を会派の通帳にしておけばそれで何の問題もないと思うのです。それは多分可能だとは思いますが、それはそれで置いておきます。

領収書がない場合のみクレジットカードの明細とありますが、これは支払い日以降にクレジットカードの明細が出てくるので、明細が出てきてしまった以上は、クレジットカードを使った人に支払い義務がもう発生してしまっているのです。返品は利かないわけです。だから、これだけでも十分証明になると思います。

それと、たまたまこの3月分の新聞と書いてありますが、そもそも3月分のカード支払いというのは締め日が4月になってくるので、もともと2紙目の新聞代は皆さん多分請求できていないと思うのです。だから、ここに関

して当てはまるかどうか分からないですけれども、支払い日でこのクレジットカードの明細さえしっかりつけば何の問題もないと思います。

座長 支払い日でクレジットの明細をつけるということですね。

谷口委員 そうです。要は、クレジットカードの明細さえしっかりしてあれば、そこには発生日がはっきり出ますから。

村石委員 金谷委員に質問なのですけれども、前回、平成29年のときに議論した中で、泉委員が、クレジットカードを使って、例えばJRの乗車券とかを取る場合に、年齢とかで金額が違う場合もあるということがケースとしては起きてくると。同じ研修会や同じ視察に行ったのに、Aさんは幾ら、Bさんは幾らと。こういうことはどのように整理されるのでしょうか。

金谷委員 私の感覚では、定額や基準額、定価というのがあって、それを使って安くなるわけですね。それは問題ないと思います。

橋本委員 不確かで申し訳ないのだけれども、例えば、大人割引のとき、J－WESTカードとか、そういうのでやるのだと思うのです。だから、別にそのカードを対象にしなければいいだけではないかなという気がするのだけれども。普通のクレジットカードで買ったら別に定額ではないの？大人割引みたいなのは、多分そのJ－WESTやら、何やら、俺も分からないのですが、J－WESTカードを使用して、それで支払うから割引なのだという形であると思うので。

谷口委員 今の橋本委員が言うのは、あくまでもその専用カードにした場合の話だよ。別にどのカードを使ってもいいのであれば、そういう議論にはならないということだよ。

橋本委員 それ以外のカードにしておけばいいのかなと。

庶務課長 今ほどおっしゃられた「おとなび」ですが、私も使ったことがあるのですが、私はJ－WESTの会員になっていません。つまり、J－WESTではなくても「おとなび」は利用できます。

大島委員 前回は言いましたけれども、ETCで専用の

インターチェンジで降りないといけない場合、現金だと降りられないとか、そのETCのカードだったら割引があるのにできないとかという、結局、税金を使いながら定価でというか、損をしているということを考えると、カードの利用で安くということで、本来は積極的に使うべきだという主張もされているようですが、そういうことも考えて、導入は前向きに検討したほうがいいのではないかなと思うのですが。

庶務課長

指針の36ページに、旅費について記載がございます。まず、この表の一番最初ですが、「最も経済的な経路及び方法」により算定すると書いてございます。当然、年齢が50歳に到達していれば、それを使うというのが最も経済的な方法であるということですので、定額ということではなくて、この考えにのっとりながら購入していただきたいということでございます。

座長

ほかには何かありませんか。

昨今、政府もものすごく力を入れて電子決済、クレジット決済、ネット決済も大分普及をしてきました。通常、現金で支払うよりも、クレジットカード払いのほうがそもそも安いケ

ーがあるわけです。そうなってくると、やはり政務活動費も税金を入れているということであれば、わざわざ高い現金で支払うことが市民にとってプラスなのかマイナスなのかと考えますと、私個人としては、プラスにはなり得ないだろうと思います。

一方で、今、議論に出ていないのですが、ポイントがつく場合がどうなのかという話があります。ポイントについては、先ほど事務局からあったように、仮にポイントがついたとしても、何ら市が損害を受けたわけではないので、法的には問題がありませんよという判例が出ているということでもあります。

ただ、前回もこのポイントをめぐって合意形成が図られなかったところがありまして、この点についても、次までに、課題を整理する上でも、皆さんからポイントに対してどうあるべきかというところを御意見伺いたいなと思うのですが、何か御意見ある方いらっしゃいますか。

谷口委員

そもそも法律で問題ないと言っているのであれば、いいのではないかなと思います。

座長

ほかには。

村石委員

私も、結局ポイントがついても使わなければいいわけで、それについてはそのとおりだと思いますし、もうちょっと付け加えると、賛否のほうで立憲だけが×になっているということで、そこら辺のことをちょっと発言させていただきます。

結論的には○でもいいという具合に思っています。今、座長がまとめられたのと同じような意見で、結局、クレジットカードにすると、現金での立替えがなくなるわけです。私たちは研修会に行く、視察に行くというときは現金で立て替えていますけれども、そういう現金での立替えがなくなるということがあります。そういうことで、カードを使うことによってメリットがあるということや、安くなる場合もあるということですので、○にしたいと思います。

あと、先ほど谷口さんが言われたようなことも理屈は合っていると思います。要するに、月の15日に締め切って、翌月の10日に支払い日ですよという明細が来ます。明細が来て11月10日に引き落とされるわけですがけれども、これ自身がもうお金が動く根拠になるので、そういうことも1つあるのかなと。ただし、一番丁寧に言うと、これに基づいて通帳からしっかりと落とされているというこ

とももちろん大事かもしれませんが、これはもう支払いが拘束されているということで、これに基づいて政務活動費を使用することもありかなという気はします。ただ、実際は動いていませんね。

大島委員

事務局のほうでもう一度確認してもらいたいのですが、北陸VISAカードでは、法人カードは会派名義では作成できないということですが、カード会社の中で、法人登記していないもので本当にできないのかどうか。あとは、個人でカードを作った場合に、先ほど谷口委員がおっしゃられたように、本当に会派の通帳から一本で落とせるのかどうか、その辺をちょっと確認していただければと思います。

庶務課長

この北陸VISAカードだけではなくて、直接聞いたわけではないのですが、インターネットの中でいろいろ調べていましたら、やはり法人の登記簿がないとできないということは書いてございました。その上で、どこかほかにもしかしたらあるのかもしれないですが、そこまでは探し切れていないので、基本的な考え方とすれば、やはりできないものなのだと思います。

大島委員 富山市議会の会派ということで、普通の、全く任意の団体とは違うという形で認めるということも、今の時代ならありかなと思うのですが、建前は原則そうでしょうけれども、本当にできないかどうかだけ、もう一度念押しをしていただいたほうがいいのかなと思います。

庶務課長 分かりました。
それともう1点、お尋ねの件ですが、個人のカードに会派の口座がひもづけできないかということですが、これも基本的にはやはり使用者の名義と個人の通帳は同じものだというふうに考えています。いろいろ見ていましたらそのように書いてございました。
ただ、そこはやはり審査の問題の話になるので、絶対駄目かどうかというのは、私が今ここで絶対とは言えないと思いますが、それも併せて調べたいと思います。

大島委員 お願いします。

吉田委員 幾つかあるのですが、ポイントについては、僕は、先ほどから意見があるように、何も問題ないのではないかなと思います。

あと、この金沢市議会のように、年度をまたぐ支出については、未払い金として計上して、5月31日までに云々と、これは、政務活動費だけではなく通常の予算で、年度内に執行したとか、工事完了したとか、支払いが4月末とかというのは、支払いが4月末であったとしても、完了した年度の決算として処理されるのですよね。

庶務課長

指針の48ページに、支払い日の特例のことが書いてございます。(6)領収書等の帰属年度というふうにあるのですが、この(6)の中の6行目、やむを得ず年度内の活動の支払いが翌年度にまたがる場合に、いずれの年度の政務活動費で支出するかを判断する際は、当該活動に関する契約の履行がなされた日を基準とし、以下の①から④のとおり判断するとしています。

①の例を見ていただければいいわけですが、その契約の履行日がAという年度にあって、支払い日がBという翌年度になったときには、Aの年度として処理しますよという考え方になっています。

吉田委員

でも、年度をまたぐ云々というのは、クリアできるのではないかなと。

庶務課長 ですから、基本的には4月末までに。

吉田委員 基本はね。

庶務課長 はい。収支報告書が提出されるまでに、きち
っと政務活動費が支払われて、処理が終われ
ば問題はないかと思いますが。

吉田委員 そうすると、この金沢市議会が5月というの
は特例なのか。

庶務課長 これはかなり特例のやり方だと思います。こ
のカード払いをつくるために、金沢市が考え
られたのだと思います。

吉田委員 そこは認めたとのことだね。

座長 ほかに。

高田委員 今の話で、あくまでも会計年度が4月－3月
であって、4月30日までに収支を出さなけ
ればいけないとなると、5月にまたがるこ
ろまでをどうするかというのは、私はすごく
微妙な話だと思っていて、仮に、改選があ
るときもあるではないですか。もし落選し
たらそのときはもう議員ではないわけす

よね。なので、そこはもうちょっと慎重に考えさせてもらう時間がほしいなというのが1つ。

あと、先ほどポイントの話が出ていたのですが、けれども、確かに違法ではないのですが、富山市議会は特別注目されていて、倫理的にどうなのだという話が必ず出てくるような気がしています。最後のほうに政務活動費の専用のカードを議員個人が作ってというのがあるではないですか。この方法でやって、そこにポイントがたまっただとしても、今度の何かの政務活動費の支払いにそのポイントを充当できるような形、それ専用みたいなものができれば、それはそれでまた1つ案としていいのではないかなと思います。そのポイントを使うことが政務活動費を使うのに法的に大丈夫であればということなのですけれども、政務活動費で得たポイントを政務活動費にまた還元するというか、使うわけですから、何かそういう案があってもいいのかなというのは1つあります。

あともう1つ、谷口委員が言われたように、クレジットカードを切った時点で、確かに支払いは確定します。これは自分の例なのですけれども、間違えて同じものを2つ注文したことがあって、引き落としされるのですが、

後からまたその口座に返金されるのです。間違えましたというものを返せるのです。なので、そういう例があると思うと、私は、ちょっとそこは不安かなという思いがあります。なので、ちょっとまた考えさせてもらう時間的余裕が、会派に帰って皆さんの意見も聞きたいなというのが本音です。

座長

今、高田委員からも課題が提出されまして、ここで今、合意形成を図ろうというわけではありませんが、ポイントに関しては概ね皆さん賛同の中で、高田委員からもその用途についてどうすべきかと。一様に、多分皆さんの今の前提では、政務活動で使うカードを持つという案がある一方で、ほかのところは、もしかしたら県議会なんかはそのまま私的に使っているものの明細を、先ほどの通帳と同じように該当箇所以外を黒塗りにした上で出しているケースもあるのだらうと思います。そうすると、使った額とかランクであったり、いろんなものでポイントの付与率が変わったりとか、そういうところまで入ってくるとかなり個人のプライバシーに入ってくるところも出てくるのではないかなと。そういうところも課題になるのだらうと思います。言われるように、富山市議会が今、注目を浴

びているというのも事実だと思いますので、そういった課題を、事務局と今日の議論を踏まえて少し整理をさせていただいて、合意形成が図れるところがどこなのかということ、次回、皆さんとお話しできるように準備をして、また新たに今日出た意見の中で皆さんに○・×をつけていただいで議論を深めたいというふうに思います。

谷口委員

富山市議会はいろいろ注目されているというところは、この原因をつくった原因者が自分であるから、それは申し訳ないなと思いますが、それをいつまでも言っても駄目なので、言われたときにちゃんと説明できるようになればそれでいいと思います。いつまでもそれを引きずる必要はないと思います。

座長

皆さんもそういう思いで、大切なことは、今言われるように、しっかりと説明ができること、外形的にそういったことを疑いがかけられたとしても、しっかりと説明、疎明ができるということが大前提でありまして、そこで萎縮することなく、しっかりと幅を広げて、皆さんの政務活動がよりやりやすくなるように、残りの座長の任期も努めてまいりたいと思いますので、どうか皆さん、よろしくお願

いいいたします。

そうしましたら、橋本委員からございました提案と今回のクレジットカードの案は、事務局と座長、副座長に、内容については一任をさせていただいて、改めて皆さんに照会を諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

令和3年12月17日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 久 保 大 憲

署名委員 松 井 邦 人

署名委員 谷 口 寿 一